

給付金の受取は必ず期限内の申請が必要です

真狩村エネルギー等価格高騰 対応商業等支援給付金のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた村内事業者の皆さんに支援給付金を支給し、事業継続に向けた一助とともに、本村の経済の安定と地域活力の増進を図ります。

支援給付金を受給できる要件（給付要件）

要件①：事業に関する要件

以下のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業者又は小規模企業
- (2) 医療法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) 真狩村商工会員である又は非商工会員で村の住民基本台帳に掲載されている事業者

※1月22日現在、休業していない事業者

※第一次産業者は除く

※指定管理料を受ける指定管理者は除く

※同一の者が代表者となる事業者は、当該事業者のうち一つの事業者のみ申請可能

※令和7年4月1日以前から売上げが計上されており、令和8年1月22日以降継続して営業する事業者

要件②：経費に関する要件

- (1) 「令和7年度のいずれかの月」と「令和2年度～令和6年度までのいずれかの年の同月」の経費を年換算して比較し、5万円以上の増加がある
- (2) 令和7年中の営業収入が100万円以上ある事業者

※経費＝電気・ガス・燃料・食材費など



支給額

- 一律5万円
- 要件①の(2)に該当し、入院施設を有する場合は20万円
- 要件①の(3)に該当し、入所施設を有する場合は30万円

受付期間

令和8年2月2日～令和8年2月27日 ※商工会員は、商工会に

お問合せ

真狩村商工会

TEL : 0136-45-2126

真狩村役場企画情報課商工観光係

TEL : 0136-45-3613